

平成16年 5月30日 17時  
会 場 エルシー八王子

## 八王子市町会自治会連合会

平成16年度

# 第2回 定期総会次第

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 議長選出
4. 議 事
  - 第1号議案 平成15年度 事業報告
  - 第2号議案 平成15年度 収支決算報告
  - 第3号議案 平成15年度 会計監査報告
  - 第4号議案 規程の制定及び改定報告
  - 第5号議案 平成16年度 事業計画(案)
  - 第6号議案 平成16年度 予算(案)
  - その他
5. 閉会の辞

# 事業報告

自 平成 15 年 4 月 1 日

至 平成 16 年 3 月 31 日

## I. 総括

平成 14 年 6 月に発足した「八王子市町会自治会連合会」は、市内で組織化された 530 団体 149,882 世帯のうち 310 団体 118,130 世帯を占めており、市内全域を網羅した唯一の「連合会組織」として活動をスタートさせたことで、名実共に八王子市を代表する町会自治会連合会となったのである。

私たち「町自連」の活動は、各単位町会自治会の自主性を尊重し、地区連合会の活動を基本としており、地区連合同士の情報交換を始めとして広域にわたる問題を事業として進めていくことになっている。従って、地区連合会の定例会などを通じて地区毎の活動が中心となってきているが、まだ、軌道に乗っていない地区連合会があることも事実である。これからはすべての地区で毎月乃至隔月ごとの定例会が開催されるよう努力が求められる

新しい「町自連」ができたことで、更なる組織拡大を目指し未加入の町会自治会に対して、これからもあらゆる機会を通して「加入の呼びかけ」を行う必要がある。

### 1、第 1 回定期総会

5 月 25 日(日) 17:00～ エルシー八王子 出席者 146 名

- 議事 (1) 平成 14 年度事業報告  
(2) 平成 14 年度決算報告  
(3) 平成 14 年度会計監査報告  
(4) 平成 15 年度事業計画(案)  
(5) 平成 15 年度予算(案)  
(6) 役員選出

※ 役員選出の議案については、役員会に一任することで承認され、その他の提出議案はすべて原案通り承認された。

※ 総会終了後、懇親会が開催された。

懇親会出席者 会員 113 名 来賓 17 名

### 2、管外視察研修会

11 月 13 日(木)～14 日(金)

視察地 茨城県ひたちなか市

研修目的 ごみ有料化実施の準備と実施後の問題点

※ 収集方法は集積所収集で実施しているが、集積所毎に管理者(自治会)を置いて「分別の確認」を行っている。

※ 分別違反者には「違反ステッカー」を貼り現場に残して帰る。

※ 有料化に伴う「不法投棄量」の変化は、監視員の増員も図ったが殆ど変化はなかった。

※ 有料化については、定額制と従量制について検討したが「有料化目的の減量」を考えて、減量に努力した人が報われる従量制を採用した。

### 3、新年懇親会

1月29日(木) 18:00～ エルシー八王子

懇親会出席者 会員 95名 来賓 17名

## II.会議

1、三役会 4月16日(水)、5月31日(土)、7月8日(火)、7月25日(金)、9月9日(火)、10月14日(火)、3月9日(火)

### 2、役員会

4月16日(水) (1) 定期総会関係

① 決算報告

② 事業報告

③ 選考委員会の設置

(2) 出向機関人事問題

(3) 関係機関の要請事項及び話し合い

① 社会福祉協議会人事異動の件

② 「みんなの町の清掃デー」について、美しい八王子をつくる会から協力依頼

5月6日(火) (1) 地区連合会長名簿の件

(2) 副会長の定員問題

(3) 事業計画(案)原案作成について

(4) 予算(案)作成について

(5) 定期総会及び懇親会の役割分担

(6) 出向機関報告

① 生活安全条例関係

② 特別職報酬審議会関係

(7) その他

◎ 川口リサーチパーク事業の件 ◎ 褒章規定制定の件

5月25日(日) (1) 役員選出の件

6月10日(火) (1) 役員選出の件

(2) 出向機関の人事問題

(3) その他

◎ 八王子まつりのポスター掲示 ◎ 総会欠席町会へ

の資料配布のお願い

- 7月8日(火) (1) 関係機関の要請事項及び話し合い
- ① 市役所の組織変更について
  - ② 公園の里親制度推進の協力のお願い
  - ③ 夢街道全関東駅伝競走大会について
  - ④ 社会福祉協議会の会員募集のお願い
  - ⑤ みんなの川の清掃デーの協力要請
  - ⑥ 八王子まつりについての協力要請
- (2) 表彰規定(案)について <承認>  
平成15年3月で退任された町会・自治会長の名簿提出を要請した。
- (3) 会費の徴収について
- (4) 出向機関の報告
- ① 八王子交通安全協会
- (5) 地区連合会報告
- ① 南部地区総会の報告
  - ② 横山南市民センターオープンの報告
- 8月6日(水) (1) 法務局の移転問題について  
合同庁舎の早期建設要望の町会自治会長の署名を集める
- (2) 甲州街道クリーンデー実行委員会の件
- (3) 管外視察研修について
- (4) 八王子市学園都市文化ふれあい財団の評議員選任の件
- (5) その他
- ◎ 市民企画事業の「骨量測定無料検診」について
- 9月9日(火) (1) 関係機関の要請事項及び話し合い
- ① 高齢者の支えあいネットワークについて
  - ② 市役所の組織改正について
  - ③ 家庭ごみの有料化と戸別収集について
- (2) 合同庁舎早期建設要請署名簿の提出について
- (3) 会計規定(案)について <承認>
- (4) 出向機関の人事問題
- (5) 八王子まつりの協力お礼
- (6) 管外視察研修の件
- 10月14日(火) (1) 関係機関の要請事項及び話し合い
- ① 新設の市民活動推進部について
  - ② 社会福祉大会の後援団体となる件
- (2) 管外視察研修について
- (3) 退任町会自治会長感謝状の件
- (4) 健康づくり協議会について
- (5) 出向機関の報告

- ① 合同庁舎の件
  - ② 道の駅問題幹事会
  - ③ 八王子交通安全協会
  - ④ 廃棄物減量・再利用推進審議会
  - ⑤ スポーツ振興基本計画策定委員会
- 11月19日(水)
- (1) 関係機関の要請事項及び話合い
    - ① 浅川圏域河川整備計画の説明会
    - ② 夢街道駅伝競走大会の件
    - ③ 交通災害共済の募集協力依頼
  - (2) 管外視察研修会の報告
  - (3) 退任町会自治会長感謝状贈呈の件
  - (4) 出向機関の人事問題
  - (5) 出向機関の報告
    - ① 外部評価委員会
    - ② 八王子交通安全協会
    - ③ 道の駅整備推進委員会幹事会
    - ④ 八王子市生活安全対策協議会
  - (6) その他
    - ◎ 新年懇親会について
- 12月9日(火)
- (1) 関係機関の要請事項及び話合い
    - ① 浅川圏域河川整備計画について
    - ② 環境基本計画について
    - ③ 骨量測定無料検診の結果報告
  - (2) 新年懇親会の件
  - (3) 出向機関の人事問題
  - (4) 地区連合会の報告
    - ① 北野地区連合会で新しく3町会自治会が加入
    - ② 中部地区連合会から資源回収について意見
    - ③ 中央地区連合会から市長との対話集会実施報告
- 1月14日(水)
- (1) 関係機関の要請事項及び話合い
    - ① ごみ有料化問題
  - (2) 個人を誹謗中傷する街頭宣伝の中止の要請書を八王子市長及び八王子警察署長に提出した。
  - (3) 出向機関の人事問題
  - (4) 新年懇親会の件
  - (5) 出向機関の報告
    - ① 外部評価委員会
    - ② 健康づくり推進協議会
    - ③ 社会福祉協議会
    - ④ 生活安全対策協議会

- (6) 地区連合会の報告
    - ① 北野地区連合会研修会実施予定の報告
    - ② 川口地区連合会研修会実施予定の報告
  - (7) その他
    - ◎ 各種団体の補助金の調査と必要性の検討
- 2月10日(火)
- (1) 関係機関の要請事項及び話合い
    - ① ごみの有料化問題
    - ② 八王子まつりについて
  - (2) 新年懇親会の会計報告
  - (3) 出向機関の報告
    - ① 八王子交通安全協会
    - ② 夢街道駅伝競走大会
  - (4) 地区連合会の報告
    - ① 加住地区連合会から小中学校児童生徒の安全対策として合同のパトロールを実施
    - ② 東南部地区連合会から、JR八王子駅南口開発問題と民生児童委員の推薦問題
- 3月9日(火)
- (1) 関係機関の要請事項と話合い
    - ① 八王子まつりについて
    - ② NPO西東京健康管理士会
    - ③ 防犯関係の協力要請
  - (2) 第2回定期総会の件
  - (3) 個人を誹謗中傷する街頭宣伝車規制の要望書を八王子市長と八王子警察署長に提出した。
  - (4) 民生児童委員の改選期を迎えての協力問題
  - (5) 出向機関の人事問題
  - (6) 出向機関の報告
    - ① 八王子まつりの協賛について
    - ② 夢街道駅伝競走大会について
    - ③ 外部評価委員会
  - (7) 地区連合会の報告
    - ① 中部地区連合会から有料ごみ袋について
  - (8) その他
    - ◎ NHKから「難問解決 ご近所の底力」についてのアンケート要望

# 平成15年度 決算報告書

自 平成15年 4月 1日  
至 平成16年 3月31日

収入総額 4, 959, 946円  
支出総額 4, 103, 492円  
差引残高 856, 454円

## 【収入の部】

△=予算比増加

単位=円

No.	項目	予算額	決算額	差額	摘要
1	会費	816,900	821,289	△ 4,389	23地区 310町会自治会 117,327世帯
2	特別会費	2,940,000	2,912,000	28,000	総会 = 910,000 研修会 = 1,102,000 新年会 = 900,000
	協力費	466,800	474,600	△ 7,800	交通改善共済協力費
3	雑収入	331	88	243	受取利息
	合計	4,224,031	4,207,977	16,054	
	繰越金	751,969	751,969	0	
	総計	4,976,000	4,959,946	16,054	

## 【支出の部】

△=予算比増加

単位=円

No.	項目	予算額	決算額	差額	摘要
1	総会費	1,040,000	1,100,081	△ 60,081	資料・観覧
2	事業費	2,100,000	2,017,024	82,976	研修会・新年会
3	活動費	120,000	0	120,000	
4	連絡費	154,000	155,000	△ 1,000	地区連合会内の連絡費
5	会議費	100,000	74,337	25,663	飲物他
6	通信費	106,000	74,161	31,839	電話・葉書・郵便
7	事務費	353,000	381,744	△ 28,744	コピーリース・事務用品・電気料
8	渉外費	200,000	215,000	△ 15,000	各種団体費等
9	慶弔費	100,000	50,030	49,970	祝儀・香典・見舞金
10	交通費	30,000	32,940	△ 2,940	
11	備品費	250,000	0	250,000	
12	雑費	7,000	3,175	3,825	振替手数料等
12	予備費	416,000	0	416,000	
11	特別積立金	0	0	0	
支出小計		4,976,000	4,103,492	872,508	
繰越金		0	856,454	△ 856,454	
合計		4,976,000	4,959,946	16,054	

## 【特別会計決算書】

単位=円

No.	項目	予算額	決算額	差額	摘要
1	特別積立金	1,500,000	1,500,000	0	

繰越金明細=預金 797,253.円  
 現金 59,201.  
 856,454.円

上記の通り報告致します。

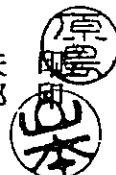
会長 田中 好雄  
 会計 安藤 次夫  
 林 泰男



上記の会計収支について、監査の結果相違ないことを認めます。

平成16年4月20日

会計監査 原島 英夫  
 山本徳太郎





## 規程の制定と改定報告

### 1、分担金規程の改定

- (1) 現行＝第1条2. 1世帯当たり年額7円とする。を、1世帯当たり年額10円とする。に改定した。
- (2) 改定理由
  - ① 当該年度の支出は、収入の範囲内でまかなうことが基本である。
  - ② 町自連の活動状況を、加盟している町会自治会に報告する広報活動を行うことで組織内の強化を図る。
  - ③ 未加盟町会自治会に対するPR活動を通して、組織の拡大強化を図る。

### 2、表彰規程の制定

- (1) 町総連の時にあった「退任町会自治会長の表彰制度」が無くなったことで、復活の要望が強く平成15年度総会終了後検討し制定した。
- (2) 従来の「2年以上」では短く、「4年以上」とした。但し、従来との関係から平成14年度末退任者は2年以上を対象とし、平成15年度末退任者は3年以上を対象として救済する。

### 3、会計規程の制定

- (1) 会計処理に関する規程がなかったので、伝票を含めて整備し併せて会計監査についても規程に盛り込み整備した。

## 平成16年度 事業計画（案）

私たち「町自連」は、八王子市の町会自治会を代表する組織として行政機関や関係諸団体へ「市民の声」を届けると同時に、入手した情報を町会自治会の組織を通じて市民に提供し利便性の向上を図る活動を展開する。

私たち「町自連」は、各単位町会自治会の自主性を尊重し、地区連合会の活動を基本にして、地区連合会相互の情報交換をはじめ広域にわたる問題を取り上げると同時に親睦を深める活動を展開する。更に、未加入の町会自治会にも呼びかける事で組織の強化を図る。

以上の基本的立場から下記の事業を取組む事とする。

1. 交通安全・防犯・防火等各種団体との連携を密にして、市民生活の安全確保と生活向上、防災思想の普及強化を図る。
2. 青少年の健全育成活動を、関係諸団体と連携して推進する。
3. 高齢化社会へ対応し福祉活動を、関係諸団体と連携して推進する。
4. 環境対策の推進、分別収集、リサイクル活動の充実強化に協力する。
5. 「町自連」の活動内容を加盟町会自治会に提供し組織の強化を図ると共に、未加入の町会自治会にも広く加入を呼びかけていく。

# 平成16年度予算（案）

自 平成16年4月 1日  
至 平成17年3月31日

## 【収入の部】

△=前年予算比増加 単位=円

No	項 目	予 算 額	前年予算額	前 年 比	摘 要
1	会 費	1,181,000	816,900	△ 364,100	23地区 118,100世帯
2	特 別 会 費	2,940,000	2,940,000	0	管外研修費等
3	協 力 費	472,400	466,800	△ 5,600	交通災害共済協力費計上
4	雑 収 入	146	331	185	
	計	4,593,546	4,224,031	△ 369,515	
	前年度繰越金	856,454	751,969	△ 104,485	
	合計	5,450,000	4,976,000	△ 474,000	

## 【支出の部】

△=前年予算比増加 単位=円

No	項 目	予 算 額	前年予算額	前 年 比	摘 要
1	総 会 費	1,040,000	1,040,000	0	
2	事 業 費	2,100,000	2,100,000	0	管外視察研修費等
3	活 動 費	60,000	120,000	60,000	
4	連 絡 費	155,000	154,000	△ 1,000	地区連合会内の連絡費
5	会 議 費	100,000	100,000	0	
6	通 信 費	154,000	106,000	△ 48,000	前年実績+町自連だより
7	事 務 費	493,700	353,000	△ 140,700	前年実績+町自連だより
8	渉 外 費	200,000	200,000	0	前年実績を考慮
9	慶 弔 費	100,000	100,000	0	前年実績を考慮
10	交 通 費	30,000	30,000	0	
11	備 品 費	250,000	250,000	0	パソコン購入前年未購入のため
12	雑 費	7,000	7,000	0	振替手数料等
	計	4,689,700	4,560,000	△ 129,700	
13	予 備 費	760,300	416,000	△ 344,300	会費納入前の費用その他
	合計	5,450,000	4,976,000	△ 474,000	

# 八王子市町会自治会連合会会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、八王子市町会自治会連合会と称し、事務所を八王子市元横山町一丁目29番地3号に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、町会・自治会相互の連絡及び親睦をはかり、共通の諸問題について協議し、地域の発展に寄与することを目的とする。

(構 成)

## 第2章 組織・運営

第 3 条 本会は、八王子市内の町会・自治会を以て構成し、別途定める地域毎に地区連合会を設ける。

2. この会は、地区連合会長を以て運営する。

(事 業)

## 第3章 事 業

第 4 条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 町会・自治会の自主性の確立、福祉の増進と環境浄化に努める。
- (2) 地区連合会の活動内容の情報交換と問題点を集約し、問題解決に向けての活動を行う。
- (3) 各官公署その他各種団体と連携し協力する。
- (4) その他、本会において必要と認めた事業。

(役 員)

## 第4章 役 員

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- |            |       |
|------------|-------|
| (1) 会 長    | 1 名   |
| (2) 副 会 長  | 若干名   |
| (3) 会 計    | 2 名   |
| (4) 監 事    | 2 名   |
| (5) 地区連合会長 | 26名以内 |

(職 務)

第 6 条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を処理する。
- (4) 地区連合会長は、会の運営に関する事項を協議する。
- (5) 監事は、会務並びに会計を監査する。

(選 出)

第 7 条 役員の出選方法は次の通りとする。

- (1) 役員は地区連合会長を以て充てる。
- (2) 会長・副会長・会計・監事は、地区連合会長会に於いて選考し総会にて決定する。

(専門部)

第 8 条 会務遂行のため必要に応じて、役員会の合議により専門部を設置することができる。

(任 期)

第 9 条 役員の仕事は2ヶ年とし再任を妨げない。但し、任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。

2. 欠員補充で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧 問)

第 10 条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、役員会において推薦し会長が委嘱する。

(会議) 第5章 会 議

- 第 11 条 会議は、定期総会・臨時総会・役員会・三役会とする。  
2. 会議の招集は、必要に応じて会長が招集する。但し、会議の構成員の半数以上が開催を求めたときは、会長はこれを招集しなければならない。

(総会)

- 第 12 条 総会は、町会長・自治会長を以て毎年1回開催する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。  
2. 総会は、次の事項を議決する。  
(1) 事業報告及び事業計画の審議  
(2) 決算及び予算の審議  
(3) 役員を選出  
(4) 会則の改廃  
(5) その他重要と認めた事項  
3. 総会の議長は、町会長・自治会長の中から選出する。  
4. 総会はすべて町会長・自治会長の2分の1以上の出席（委任状を含む）により成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

(三役会)

- 第 13 条 三役会は、会長・副会長・会計を以て構成し、本会の運営に必要な事項を審議する。但し、監事は出席し意見を述べることができる。  
2. 三役会の議長は、会長がその任にあたる。  
3. 三役会は、構成員の過半数の出席を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

(役員会)

- 第 14 条 役員会は、会長・副会長・会計・地区連合会長を以て構成し、本会の運営に必要な事項を審議する。但し、監事は出席し意見を述べることができる。  
2. 役員会の議長は、会長がその任にあたる。  
3. 役員会は、構成員の過半数の出席を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

(事務局) 第6章 事 務 局

- 第 15 条 会務遂行のため事務局を置く。  
(1) 事務局は、会長の指示により会の運営を掌握し事務一切をつかさどる。  
(2) 事務局は三役会で選任し、役員会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局は、町会長・自治会長以外から選任することができる。

(会計) 第7章 会 計

- 第 16 条 本会の経費は、分担金・補助金・寄付金その他を以てこれに充てる。  
第 17 条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

付 則

- 第 18 条 この会則は、平成14年 6月 8日から施行するも、設立年度の役員任期は1年とする。  
2. 事務所については決定次第本文に追記できるものとする。

# 地区連合会規程

- 第 1 条 会則第 3 条による地区連合会は次の通り区分する。
- 第 2 条 2. 本庁地区は分割し、その他は市事務所を単位とする。  
前条に基づき次の通り設定する。
- |   |           |         |
|---|-----------|---------|
| ① | 中部地区連合会   | 7 町・自治会 |
| ② | 東部地区連合会   | 1 0     |
| ③ | 元横地区連合会   | 6       |
| ④ | 東南部地区連合会  | 7       |
| ⑤ | 中央部地区連合会  | 2       |
| ⑥ | 南部地区連合会   | 1 1     |
| ⑦ | 千人町地区連合会  | 3       |
| ⑧ | 西部第一地区連合会 | 6       |
| ⑨ | 西部第二地区連合会 | 3       |
| ⑩ | 西部第三地区連合会 | 5       |
| ⑪ | 西部第四地区連合会 | 3       |
| ⑫ | 本町地区連合会   | 3       |
| ⑬ | 中央地区連合会   | 2 4     |
| ⑭ | 東北地区連合会   | 1 3     |
| ⑮ | 浅川地区連合会   | 2 2     |
| ⑯ | 由木地区連合会   | 1 7     |
| ⑰ | 横山地区連合会   | 3 3     |
| ⑱ | 元八地区連合会   | 3 4     |
| ⑲ | 恩方地区連合会   | 3 1     |
| ⑳ | 川口地区連合会   | 1 8     |
| ㉑ | 加住地区連合会   | 1 4     |
| ㉒ | 由井地区連合会   | 1 6     |
| ㉓ | 北野地区連合会   | 2 2     |

町会・自治会合計 3 1 0

## 付 則

- 第 3 条 この規定は、平成 1 4 年 6 月 8 日から施行する。
2. 平成 1 4 年 9 月 1 0 日の役員会にて浅川地区の加盟承認により追記。
3. 平成 1 6 年 3 月新規加盟退会集計により修正。

## 分担金規程

- 第 1 条 会則第 16 条に基づく町会・自治会の分担金は総会に於いて決定する。  
2. 1 世帯当たり年額 10 円とする。
- 第 2 条 前条の分担金の算出は、前年度町会自治会長名簿の世帯数を基本とする。
- 第 3 条 前条の分担金は、定期総会終了後地区連合会を通じて 7 月末日迄に郵便振替にて納入する。
- 付 則
- 第 4 条 この規定は、平成 14 年 6 月 8 日から施行する。  
2. 平成 16 年 5 月 11 日改正

## 弔慰金規程

- 第 1 条 本会の町会長・自治会長が次に該当する時には、見舞金あるいは香典・花環を贈ることができる。
- 第 2 条 見舞金及び弔慰金の内容は次の通りとする。  
(1) 病気または事故により 1 ヶ月以上の入院加療を要する場合は、見舞金として 1 万円。  
(2) 不慮の災害による現居住家屋の焼失または損壊の場合は、損害の程度により役員会の協議の上見舞金額を決定する。ただし、緊急を要すると会長が認めた時は事後報告に替えることができる。  
(3) 死亡の場合は、1 万円の香典及び花環 1 基。
- 第 3 条 連絡方法については次の通りとする。  
(1) 当該町会・自治会は、地区連合会長に連絡をする。  
(2) 地区連合会長は、事務局長に連絡する。  
(3) 事務局長は、三役に連絡し指示を受ける。
- 付 則
- 第 4 条 この規定は、平成 14 年 6 月 8 日から施行する。

## 表彰規程

- 第 1 条 本会の地区連合会長・町会長・自治会長が次に該当する時には、役員会の決定に基づき表彰する事ができる。
- 第 2 条 表彰の基準は次の通りとする。  
(1) 地区連合会長・町会長・自治会長を 4 年以上勤め退任した者  
(2) 本会の運営に特に功労のあった者
- 第 3 条 表彰の内容は次の通りとする。  
(1) 感謝状及び記念品を贈呈する。
- 第 4 条 連絡方法については次の通りとする。  
(1) 当該町会・自治会は、年度末迄に就任・退任年月日を明示し、地区連合会長に報告をする。  
(2) 地区連合会長は、年度始めの会長名簿提出時に会長に報告する。  
(3) 会長は、年度始めの役員会に名簿を提出し、表彰の承認をうけるものとする。
- 第 5 条 表彰は、原則として定期総会に行うものとする。
- 付 則
- 第 6 条 この規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

# 会計規程

- 第 1 条 この規程は、会則に基づき会計処理及び会計監査について定める。
- 第 2 条 予算書の作成は事業計画案を基礎にして、役員会で原案を作成し、総会の議決に付する。
- 第 3 条 出納事務は、すべて所定の伝票を使用しなければならない。  
2. 伝票は入金伝票、出金伝票の 2 種類とする。
- 第 4 条 伝票は原則として担当者が記票し、会計の検査を得て、会長が決裁する。  
2. 伝票には領収書又は請求書等の証票類を添付しなければならない。但し、交通費等でその添付が困難な場合はこの限りではない。
- 第 5 条 担当者は入金伝票に現金を添えて入金手続きを行うものとする。但し、銀行や郵便局等による振込入金の場合は、入金通知書を入金伝票に添付する。
- 第 6 条 担当者は原則として決裁済の出金伝票により出金手続きを行う。  
2. 会計は必要に応じて、小口現金を常備金として事務局に手渡す事ができる。
- 第 7 条 会計が行う出納事務を円滑にするため、事務局に補助業務をさせることができる。
- 第 8 条 郵便局の振替口座は、会計名義で作成し管理する。  
2. 預金通帳は、会計名義で作成し管理する。
- 第 9 条 会計は伝票に基づいて会計帳簿を作成すると共に、収支計算書を作成しなければならない。  
2. 会計帳簿には、伝票番号、金額、摘要を記帳する。尚、伝票番号は年度単位の通し番号とする。
- 第 10 条 会計は年度末に会計締切り、予算書と対比した決算書の原案を作成し、役員会に付議して決算書を作成する。  
2. 会長は、定期総会前に、監事に決算書を提出し監査を受けなければならない  
3. 決算書の監査を受けた後、役員会で確認し定期総会の議決に付する。
- 第 11 条 監査は原則として年に 1 回とするが、監事の判断で必要ある場合は臨時に行う事ができる。  
2. 監事は監査に必要とする書類の提出を求め、又は役員より事情を聴取する事ができる。
- 第 12 条 監事は監査の都度役員会に報告し、その結果を定期総会に報告しなければならない。
- 付 則
- 第 13 条 この規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。